

様式第 2 号(第 7 条関係)

教育・保育給付認定申請書兼入所（利用）申込書

年 月 日

保護者氏名 _____

一関市長 様
(一関市福祉事務所長 様)

次のとおり教育・保育給付認定を申請します。また、保育所等への入所（利用）を申し込みます。

申請に係る小学校就学前子ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
		年 月 日 (生 歳)	男・女	有・無
保護者の住所・電話番号	(住所)		(電話番号)	

※「保育所等」とは、保育園・認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

①世帯の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等	障害者手帳等の有無	備考
入所児童の世帯員		父	年 月 日	男・女		有・無	同居・別居
		母	年 月 日	男・女		有・無	同居・別居
			年 月 日	男・女		有・無	
			年 月 日	男・女		有・無	
			年 月 日	男・女		有・無	
			年 月 日	男・女		有・無	
生活保護の状況			適用なし 適用あり (年 月 日保護開始)				

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用を希望する施設（事業者）名	第 1 希望 (希望理由)
	第 2 希望 (希望理由)
	第 3 希望 (希望理由)
	第 4 希望 (希望理由)
	第 5 希望 (希望理由)

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育休 ☐ その他 ()
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育休 ☐ その他 ()

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。 保護者氏名 (自署) _____

⑤保育園、認定こども園（保育部分）での利用可能時間の希望について

☐ 保育標準時間（11 時間）	☐ 保育短時間（8 時間）
--	--------------------------------------

記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、一関市役所に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 「障害者手帳等の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 「保護者住所・電話番号」欄の（電話番号）については、電話番号が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）、申請児童の兄弟姉妹（別居を含む）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「障害者手帳等の有無」欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定番号」を「備考」に記入して下さい。なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。
- ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。（保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
- ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近い等）を記入してください。

(裏面)

- 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合	
(2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合	
(3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合	
(4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合	
(5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	
(6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合	
(7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合	

- ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親それぞれの児童を保育できない理由を7の表（1）～（7）のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☒）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、（1）～（7）の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☒）し、内容を（ ）内に記入してください。
- ④「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認の上、署名してください。
- ⑤「保育園、認定こども園（保育部分）での利用可能時間の希望について」の欄は、該当する□にチェック（☒）してください。保育を必要とする事由と就労時間等によって保育を利用できる時間が区分されます。お子さんが保育標準時間を利用するためには、保護者のいずれもが保育標準時間に該当することが必要です。

(留意事項)

翌年4月入園（利用）に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、審査結果は翌年1月末以降にお知らせします。

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

保育を必要とする事由	利用区分	
	月 120 時間以上	月 60 時間以上 120 時間未満
・就労 ・就学 ・介護、看護	保育標準時間（11 時間）	保育短時間（8 時間）
・妊娠、出産 ・災害復旧 ・疾病、障がい	保育標準時間（11 時間）	
・求職活動 ・育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育短時間（8 時間）	